

令和6年8月1日より

保険証が更新されます

※有効期限が過ぎた保険証は使えません!

国民健康保険

に加入しているみなさんは

ベージュ色

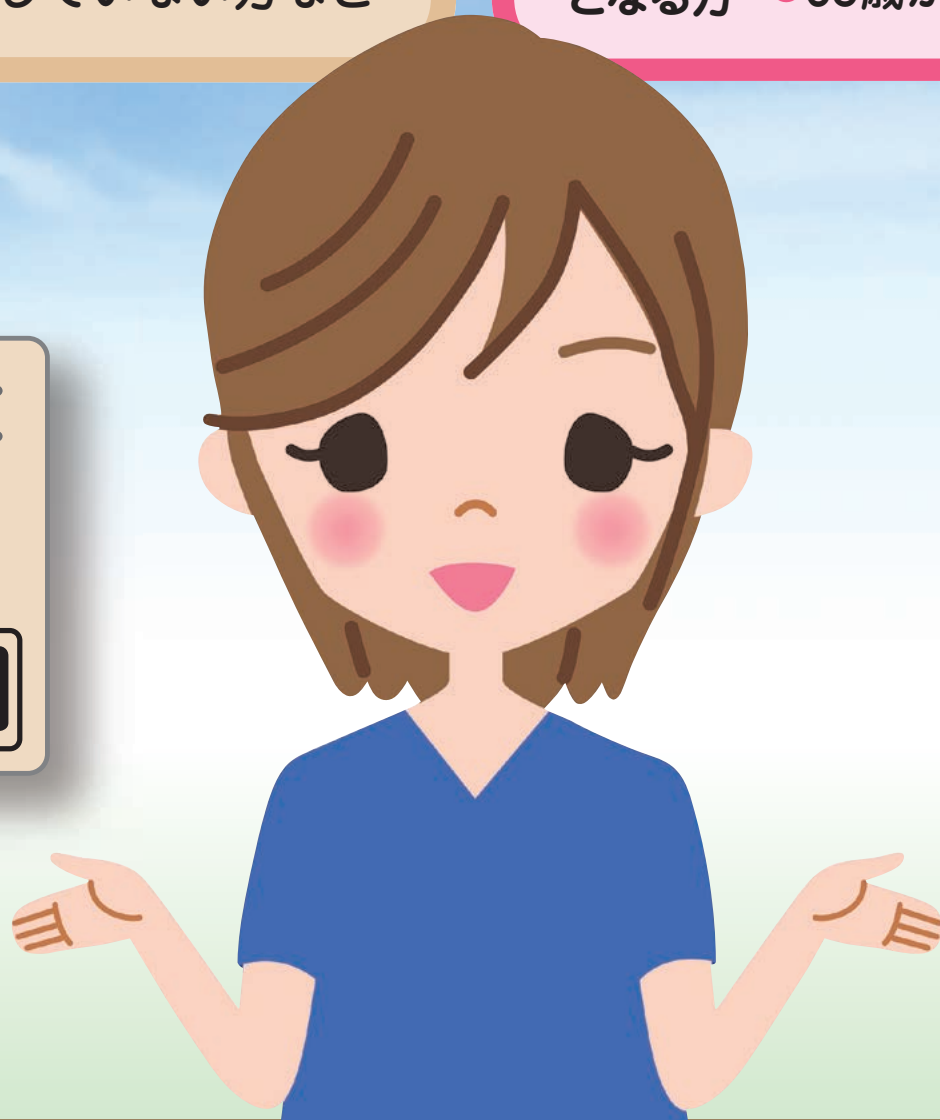
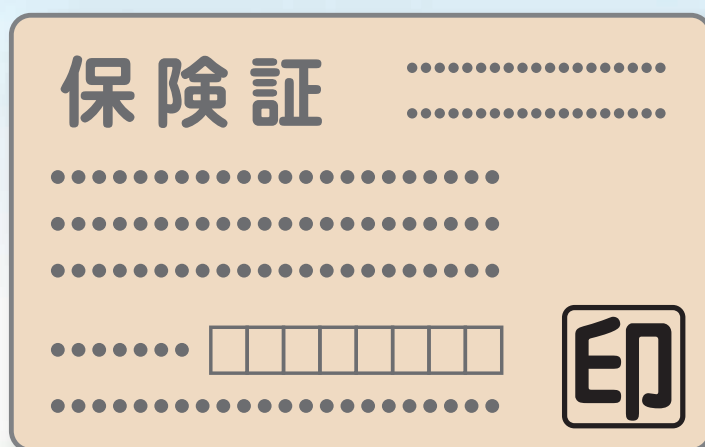
対象 ●自営業の方、農業・漁業に携わる方
となる方 ●職場の健康保険に加入していない方など

後期高齢者医療制度

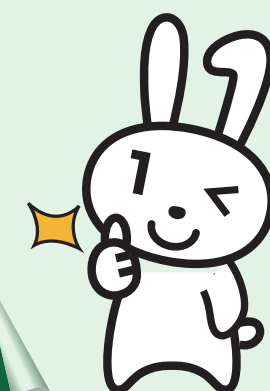
に加入しているみなさんは

ピンク色

対象 ●75歳以上の方
となる方 ●65歳から74歳までの一定の障がいのある方



- 国民健康保険の保険証は名刺サイズ、後期高齢者医療制度の保険証は、ハガキよりやや小さめのサイズで、ひとりに1枚交付されます。
- 交通事故などの第三者の行為により負傷し、保険証を使って治療する場合には、必ず事前に医療機関・薬局の窓口および市町村・国民健康保険組合の担当窓口へ届け出てください。
- 令和6年12月2日より保険証は発行されなくなります。
※12月2日時点で有効な保険証は、券面に記載の日付まで有効です。



マイナンバーカードが保険証として利用できます!

利用できる医療機関の情報はこちら

